

## 第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

### ①第三者評価機関名

公益社団法人福岡県社会福祉士会

### ②評価調査者研修修了番号

S18083 15-018

### ③施設の情報

名称：誠慈学園	種別：児童養護施設	
代表者氏名：小松 智	定員（利用人数）： 40名	
所在地：福岡県田川郡大任町今任原 3596 番地		
TEL：0947-63-2573	ホームページ：	
【施設の概要】		
開設年月日 昭和 37 年 12 月 1 日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 誠慈会		
職員数	常勤職員： 26 名	非常勤職員 4 名
有資格 職員数	保育士 11 名	
	栄養士 3 名	
	調理師 2 名	
施設・設備 の概要	（居室数）9 室＋（別棟・5 室）	浴室、トイレ、洗濯場、運動場
	食堂、厨房、面接室、多目的室	キッチン、居間（小規模ケア）

### ④理念・基本方針

#### 理念

入所中の児童の養護に関しては、児童福祉法、児童憲章、及び児童の権利に関する条約等関係法令の理念に照らし、常に最善の努力を尽くします。

#### 基本方針

「清く正しく朗らかに 社会の役に立つ人に」を指標に、入所児童と職員の豊かな愛情の交流と相互の信頼関係の増進を日常生活の基盤に捉え、以下支援を行っていく。

- ①児童の人間としての権利を尊重する思想を日常生活に定着させる。
- ②児童の発達段階に応じ、個人の長所や可能性を育てる養護に努めるとともに、感謝と思いやりの心の醸成に努める。
- ③児童の社会性を高める支援に努め、集団生活の中でも家庭的環境の創成に工夫し、さらに学校及び地域社会との交流を積極的に進めて、社会の秩序の遵守、社会との協調および善悪の判断能力の向上に努める。
- ④多種多様な問題を抱える児童も多く、全職員の英知と専門的技術技能を最大限に発揮して解決の道を見出し、生活支援にあたる。

## ⑤施設の特徴的な取組

前回平成29年7月受審の際と比べると、養育形態の大舎制は変わっていないが、別棟で現在女子に生活させ、小規模ケアの対応準備をしている。また、男女各棟も現状の中で、個々のニーズに応えられるように常に協議しながら対応している。職員配置では、里親支援相談員、職業指導員（予定）を配置し、他機関とも連携しながら、児童の支援に努めている。

## ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	2020年6月1日（契約日） ～ 2020年11月20日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	2017年度

## ⑦総評

### ◇特に評価の高い点

#### 1) 子どもへの係わりについて

市街地から離れた静かな環境の中、児童数29名の小規模な施設で、子どもと職員は密接にかかわり、暖かな関係性が保たれています。施設長が「子どもたちとのかかわりを大切に」を目標にしている、子どもと職員の関係性を重視した取組が見られます。

#### 2) 衣食住の基本的な生活環境について

衣では子どもの成長に合わせて、自己表現としての衣服選択の自由があり、食では食事場を明るく、清潔に保つ工夫がされています。子どもの嗜好調査が定期的実施され食事の時間が楽しみになるよう配慮がされています。住環境では、居室や施設全体が清潔に保たれています。

#### 3) 基本的な生活習慣の確立や生活技術の習得について

子どもの基本的な生活習慣は、規則的な生活や日常の養育・支援のなかで伝え、教えられています。子ども新聞も子ども間で読まれています。また、長期休みに行っている買い物、金銭管理に係る記帳や金融機関の利用方法、病院受診、交通機関を使ったルール等、具体的な体験を行い、社会常識や社会規範を学ぶ機会となっています。発達段階に合わせたネットやSNSの知識も身につく環境が備えられています。子どもたちの発達やニーズにあわせた基本的なルールを学ばせ、自立した社会性の確立に取り組んでいます。

#### 4) 子ども間の暴力、いじめ、差別などについて

子ども間の暴力や差別については、日頃から子どもとの関係性に配慮し、子どもたちには他人への配慮やいじめをしない等の話をしています。子どもの喧嘩は見守りを行い、必要な場合は注意をしています。特に死角や密室になるような職員の目の届かないような場所の点検を行い、引継ぎ時に問題があれば共有が行われ、また、対応困難な場合には、児童相談所の協力を得ることなど、施設内の問題の発生予防に努めています。

#### 5) 地域交流について

施設では地域で子どもを育むことを重視して、地域交流が行われています。地域行事や地域のクラブ活動への参加が奨励され、これらの活動を通して社会的ルールの習得が図られています。

### ◇改善を求められる点

#### 1) 事業計画について

小規模かつ地域分散化に向けた計画はありますが、それを実現するための財務を含めた具体的な計画とはなっていません。また、単年度ごとの事業計画はありますが中期・長期の数値化された計画とはなっていません。施設の地域分散化という大きな目標を実現するための具体的な計画の策定が望まれます。

## 2) アセスメントについて

子どもの自立を適切に支援するために、身体、心理、行動、発育・発達および子どもの要求、あるいは個性等について、さらに、子どもの発達に大きな影響を及ぼしている保護者や家族、地域社会の養育環境についても、子ども一人ひとりのアセスメントの作成が求められます。

## 3) 自立支援計画について

一人ひとりの自立支援計画の作成が行われていますが、子どもの適切な養育・支援の方向を示す課題設定、目標設定、具体的な支援方法等が策定されておらず、不十分な状況となっています。アセスメントに基づいた自立支援計画を策定し、策定後は、自立支援計画に沿った養育・支援に取り組み、目標の達成状況・支援効果等についての客観的な評価や自立支援計画の妥当性を検証する仕組みを作るなど、適切な自立支援計画作成に取り組まれることが期待されます。

## 4) 被措置児童等虐待の防止について

定期的には人権研修等に参加し、日常からこどもの態度や状態の変化の観察を行っています。密室や死角等に注意を払い、子ども間や子どもと職員の適正な距離間を保つ等、不適切なかかわりの防止に努めています。しかし、就業規則への体罰・虐待禁止事項および加害者への厳正な処分についての記載、虐待を発見した際の、施設側の事実確認の検証方法や、通告制度等について不十分な面があります。子どもへの周知、および職員研修による周知の取組が期待されます。

## 5) 心理療法担当職員

心理療法担当職員は複雑で多様な心理療法を必要とする児童が多数存在するという、今日の児童養護ニーズにおいては必要な職員だと思われますので早急な配置が望まれます。

## 6) 第三者評価の受審について

児童養護施設は第三者評価受審が義務付けられていますが、義務感だけでなく第三者評価をサービス向上に生かしていくという、前向きな検討を期待します。

## 7) 情報の公表による透明性の確保について

措置施設の制限はありますが、広報誌やホームページ等を活用してできる限り情報を公開していくことは今日の社会福祉施設における責務であります。検討を期待します。

## 8) リスクマネジメント体制について

リスクマネジメント規程は策定されていません。職員への危険への気づきを促す方法としてもヒヤリハット報告書の取組やリスクマネジメントに関する取組が望まれます。

## ⑧ 第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の受審を受け、指摘のあった事項については、真摯に受け止め、早急な改善策を図っていくとともに、評価の高かった事項についても更なる向上に向け、努めていきたいと思う。

また、児童一人ひとりが、安心して健やかに生活していける施設を第一の目標にあげ、今後も取り組んでいきたいと思う。

## ⑨ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント> ○理念、基本方針は事業計画書に記載されているほか、廊下に掲示され、全職員に配布、職員会議、研修を通じて周知を図られています。 ○基本理念には人権尊重、個性重視などが位置付けられ、職員の行動規範となっています。子どもにも施設の取組を説明し、保護者には入所時に説明がされています。 ○ホームページの開設や広報誌の発行等を計画され理念や基本方針を誰にでもわかりやすく周知する工夫に努められることを望みます。		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<コメント> ○県養協の施設長会、全国施設長会等の施設種別協議会に参加して、施設経営の環境や地域の福祉動向を把握・分析に努められています。また、関係諸団体との連携を図られています。 ○福祉情報誌を購読するなど、子どもを取り巻く環境、児童数や養育・支援のニーズの分析に取り組まれています。 ○小規模化への対応については、先行的な施設の訪問にも取り組んでいます。ただ具体的な数値等を把握して分析まではなされていません。児童養護施設を取り巻く状況は目まぐるしく変化していますので、更なる情報の収集に努められることを期待します。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<コメント> ○質の高い養育の向上を目指し、組織や人材育成に視点を当てた職員体制づくりに取り組まれています。 ○一昨年から試行的に小規模ケアを取り入れ、地域での小規模ケアに対応できる人材の育成を課題にしながら取り組んでいます。 ○経営課題は明確になっていますが、その解決に向けて具体的な取組を数値化するところまではいっていません。今後は目標に向けて、各年度の達成計画を数値化する取組等を期待します。		

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○施設の基本理念や基本方針が明確にされています。家庭的養護の推進について、小規模グループケア化（オールユニット化）の目標が掲げられています。</p> <p>○理念や基本方針は具体的でわかりやすくすること。また小規模グループケア化等の目標は定められていますが、その具体化のための中・長期計画の設定や、数値目標をふまえた今後の組織体制づくり、設備整備、人材育成、収支計画の作成等が望まれます。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○単年度の事業計画には、子どもの発達段階に応じた支援の方策や職員の人材育成に向けた研修計画や研修視察、自己評価活動の実施などが位置付けられています。</p> <p>○今後の小規模化の具体化のために、単年度計画の実施とともに、中・長期計画の内容を反映した事業内容（人材育成・研修体制・職務分担）の見直しとともに、進捗状況を把握する数値目標の設定が期待されます。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○事業計画の策定にあたっては、主任や担当リーダーを中心に、運営委員会や職員会議を通して、職員の意見などが反映される運営がなされています。</p> <p>○実施計画や実施後の評価の検討内容は、職員会議録として記録され、今後の実施計画の見直しに生かす取組が行われています。</p> <p>○課題の共有化を明確にするために、職員参加型で重点目標の設定を望みます。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○子どもたち全員に、ホールで、先生や友達の紹介や催し物の説明を行い、食堂や廊下には行事予定や催し物を掲示するなど、園の取組についてわかりやすく説明しています。</p> <p>○行事予定だけでなく、保護者から、園や子どもの養育に対する理解や協力が得られやすくするために事業計画を例えば広報誌、ホームページ等で公表する等周知の方法をさらに工夫されることを期待します。</p>		

## I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<コメント> ○養育・支援の質の向上に向けて、職員会議や研修会を通して、課題の共有化が図られています。 ○毎日の職員の交代時には、児童の状況について日誌や口頭で、引き継ぎが行われ、密な連絡・報告を通して、子ども達が安心して生活できる環境づくりに努められています。 ○第三者評価基準に基づいた自己評価をして、評価結果の分析等を通じて次なるアクションに取り組まれることを期待します。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
<コメント> ○職員に自己評価をしてもらって幹部職員で協議しています。 ○評価結果について職員に回覧をしていますが、分析まではなされていません。 ○中・長期的な検討・取り組みが必要な改善課題については、中長期計画を作成し取り組んでいくことが必要です。また、折角の第三者評価ですから有効に活用されることを期待します。		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<コメント> ○施設経営の責任者として、役割と責任が職務分掌規程に明示されており、職員会議等で周知が図られています。 ○施設の経営・管理に関する方針を立て、会議や研修の場で職員に説明し、組織的に取り組むよう努めています。 ○平常時のみならず有事の際や不在時の権限委任等を明確にしています。 ○施設長はベテランであり職員の信頼も厚いものがありますが、変動期にある児童養護施設の在り方について方針を明確にしてリーダーシップを発揮され具体的に取り組まれることが期待されます。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<コメント> ○施設長は、法令遵守の重要性を認識して施設の管理規定に明示して周知に努めています。 ○施設長は、施設長会議や国や自治体の会議等に参加して、施設運営で遵守すべき法規・通知・通達の理解に努めています。働き方改革の理解等の労務管理、個人情報の取り扱い（特にIT化が進む中で）等について規定だけでなくマニュアルを作成する等が期待されます。 ○社会福祉関連の関係法令に限らず、個人情報保護法や雇用・労働・防災・環境への配慮等の法令・通知のリスト化を図り、職員がいつでも確認できる整備が望まれます。		

II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○施設長は、児童の養育の質の向上に向けて、施設運営の体制作りの改善、職員の人材育成に努めています。</p> <p>○施設長は、施設運営の諸会議や地域の会議に積極的に参加して諸団体との連携を図り、児童の一人ひとりのニーズに沿った養育が具体化できるように努めています。</p> <p>○研修の内容は職員会議等で報告して共有化が図られています。</p> <p>○施設長は、職員研修を重視して取り組んでいますが、中・長期の展望に立った具体的取り組みの充実を期待します。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○施設長は、「子どもとの関わりを大切にすること」を日頃から職員に説明し、施設運営の基本方針を明確にして養育内容の質の向上にリーダーシップを発揮しています。</p> <p>○養育内容の質の向上では、入所する児童の不適切な生育歴を考慮しながら、子どもの自立に向けて将来の進学や就職を考慮して、職員の参画意識を高めながら取り組むための指導力を発揮しています。</p> <p>○小規模化への対応など施設の将来性や、経営資源の有効活用を視野に入れて、環境整備・労務、財務等とともに、特に人材育成に取り組み、中堅職員や新任職員の資質・能力の向上を図られることが期待されます。</p>		

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○施設運営の基本方針に、職員の専門性の向上を掲げ、職員の資質・能力を引き出す研修体制の構築に努めています。</p> <p>○施設の人材確保に向けて、保育や福祉関係の大学との交流に努めています。</p> <p>○今後は心理療法担当職員の配置や中核となる職員の育成等の具体的な計画の作成が望まれます。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○施設の運営理念及び基本方針が、事業計画や管理規定に明記され、期待する職員像が具体的に明示されています。</p> <p>○年間計画に、職員の自己評価を位置付け、施設長による面談が実施され、職員の能力開発や資質の向上に努めています。</p> <p>○年休の取得など職員が働きやすい職場環境づくりに努めていますので、職員が自ら将来の姿を描くことができるような人事考課基準の明確化とその周知が望まれます。</p>		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○施設長との個別面談等を通して、職員の就業状況や意見・悩みを把握するとともに、福利厚生具体化に努めています。</p> <p>○誕生日休暇を設定したり、職員懇親会を開催したり、予防接種の代金の支払い等、職員が意欲的に働ける環境づくりに努めています。</p> <p>○今後の小規模グループケア化（オールユニット化）に向けた福祉人材育成や確保に向けて、勤務形態・職務分掌などの検討が望まれます。また、相談窓口（セクハラ・パワハラ防止目的）を設置する等職員が相談しやすい体制の整備を期待します。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○施設長や主任による職員面談を通して、職務上の悩みや支援の在り方について、それぞれの職員の知識や経験等に応じた指導・助言が行われています。</p> <p>○定期的な施設長面談を通して資質・能力の向上を図る目標管理の組織的取組を期待します。</p> <p>○目標管理は目標管理シートを基に施設長と職員が定期的に面談することに意義があります。個別面談シートをバージョンアップして効果的な目標管理ができるよう期待します。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○職員の希望により、職務内容に応じた研修への参加も支援しており、職員の専門性を高める知識・技術の向上を図る取組が進められています。</p> <p>○今後の小規模グループケア化に向けて、求められる職員像の具体的なテーマ設定や年間研修計画を立て体系的な教育・研修計画を構築して、人材育成が図られることを望みます。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○施設長が、個々の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握して、研修の機会の確保に努めています。</p> <p>○新任の指導及び支援については、OJT（日常業務を通じた職員教育）を通してなされていますが組織立てたものにはなっていません。メンター制度を導入する等の改善が期待されます。</p> <p>○研修成果の評価・分析までは行われていません。養育ニーズの多様化など、養育の専門性が一層求められますので、職員の経験や技術の習熟度に配慮した具体的な教育・研修計画の作成が望まれます。</p>		
II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○積極的に実習生等を受け入れ、養育に関わる専門職の研修・育成への協力を努めています。</p> <p>○本施設の特徴ある養育実践を踏まえた、実習マニュアルを作成して実習内容の更なる充実が図られることを望みます。</p>		



## II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○施設のパンフレットに、施設の理念や児童養護施設の説明、児童や職員の人員、基本日課、施設の沿革、年間行事予定が明記されています。</p> <p>○施設のホームページの掲載を検討中ですが、施設の養育理念や基本方針、養護施設の存在意義や役割等の情報公開を通して、施設運営の透明性を高めることを期待します。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○組織運営面について、事務、経理、取引等について、内部の役員である税理士などに相談し、助言を受けながら内部監査を実施し、事業運営の適正化に努めています。</p> <p>○社会福祉法人として、ホームページ等を活用した経営・運営、予算決算状況等の外部への公表の取組を期待します。</p> <p>○社会福祉法人審査基準では収支決算額 10 億円未満でも、5 年に 1 度程度の頻度で、外部監査を受けることが法人運営の透明性から望ましいとされています。必要に応じて外部の専門家に助言を受けることを期待します。また内部統制のための複数の職員でチェックする体制を整えることを期待します。</p>		

## II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○施設長は、体育の催しや行事への児童の参加を呼びかける等、地域との交流を大切にして施設に対する理解を深める取組を進めています。また子どもたちで希望者は地域のバスケットクラブに参加しています。</p> <p>○施設のグラウンドには、校区の子どもたちが遊びに来ており、地域の子どもたちとの交流を広げています。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○中学校と園の連携を元に、中学校の先生方が学習ボランティアとして来園しており、中学生による職場体験も行われています。今後は、ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明文化されることを期待します。</p> <p>○ボランティアと児童と一緒に様々な活動を行うことで、今後の福祉人材の育成や地域の施設に対する理解が深まります。今後も継続した取組を期待します。</p>		

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<コメント> ○児童相談所・地区の5児童養護施設・そだちの樹の連携を図りネットワークの構築に努めています。 ○地域の社会資源（学校・病院・行政機関・保健所等の各団体）のリスト化を図り職員会議で情報の共有が図られています。 ○将来の進路に向けて、ハローワークと連携しながら自立支援に取り組まれています。 ○虐待等の疑いがある場合は、ケース会議を開催していますが、よりよい養育を実践するために、今後も継続して地域の各種団体との更なる連携強化を期待します。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<コメント> ○町の行事に積極的に参加して地域の活性化に向けて取り組んでいます。 ○社会福祉法人には地域の社会資源の一つとしてその施設の強みである分野の研修会の開催、災害時の協力等が求められています。こうした観点から地域の福祉向上のための取組を期待します。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<コメント> ○民生委員児童委員の見学等の際、協力されています。施設長が定例の自治会の集会に参加したり、小学校PTA役員を務める等、地域との関わりを深め、福祉ニーズの把握に努めています。 ○施設の職員や児童が、地域の行事に積極的に参加するなど、地域との交流を大切にすることで、施設に対する地域の理解を深めています。 ○地域の中には、一人親としての悩み相談やトワイライトステイの相談など、潜在的な福祉ニーズも考えられますので、子育て支援の講演会等養育の専門性を持った当施設の機能を、さらに地域に還元することも望まれます。		

## 評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

### Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<コメント> ○基本姿勢や方針が明示され、「豊かな愛情を基盤とした施設養護」を明記し、「人権を無視する行為を禁止」することを管理規定に位置付けています。 ○子どもの尊重や基本的人権への配慮について、職員会議や研修で共通理解を図り、子どもの発達段階を理解し、安心して生活できる環境を整えながら子どもの養育に努めています。 ○職員は全養協が作成しているチェックリストでチェックをして確認しています。又、全養協倫理綱領を使用して理解を深めています。 ○全養協の倫理綱領を土台として、当施設独自の「倫理綱領」を作成され、自分のものにするという取組を期待します。		

29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○虐待防止マニュアルが整備され、職員会議や研修会を通して、職員の理解が深まるように、取り組んでいます。</p> <p>○管理規定には、「豊かな愛情を基盤とした施設養護」と「人権を無視する行為を禁止」を明示しており、施設の各部屋も整頓され、生活の場にふさわしい過ごしやすい環境づくりに努めています。</p> <p>○今後は、子どもや保護者にもプライバシー保護と権利擁護について年齢や理解度に応じた分かりやすい表現で周知することを期待します。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○パンフレットには、施設の理念や児童養護施設の説明、児童や職員の人員、基本日課、施設の沿革、年間行事予定が明記されています。</p> <p>○入所予定の子どもや保護者等について、施設長や主任が個別に説明を行っています。</p> <p>○施設のホームページを開設するなどして、施設の養育理念や基本方針、施設の支援内容や日課などの情報公開が期待されます。</p> <p>○施設を紹介する資料は誰にでもわかるように写真・図・絵を使用する等の努力・工夫が望まれます。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○入所にあたっては、パンフレットを用いて、子どもや保護者に、施設の方針や養育内容を丁寧に説明するとともに施設の一日の生活スケジュールやきまりについても説明しています。</p> <p>○意思決定が困難な子どもや保護者については、児童相談所の職員の同席のもと、配慮事項の説明などに努めています。</p> <p>○子どもの養育の権利と利益が守られるように、今後も子どもや保護者の自己決定を尊重し、同意を得ながらそれを書面に残す取組を望みます。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○施設の退所にあたっては、家庭や他施設への移行が円滑に行われ、子どもの不利益が生じないように、養育・支援の継続性に配慮し丁寧に説明しています。</p> <p>○施設で育った子どもが、幼少期の生活や思い出を大切にするために、子ども一人ひとりに作成している「思い出アルバム」を退所時に渡し、いつでも相談できる施設としての関係づくりを大切にしています。</p> <p>○施設の養育・支援の内容の変更にあたって、施設として継続性に配慮した手順と引き継ぎの文書を定めることを望みます。</p>		

Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○利用者満足度については給食の嗜好調査や行事のアンケート行う等、職員が意見や要望などの聞き取りを行い、子どもたちが安心して生活できるように、養育や支援の質の向上に努めています。</p> <p>○生活実態に応じた新しい「生活のきまり」については、その都度子ども会議を開き、子どもの主体性や自治性を促す取組に努めています。今後も子どもとの定期的な子ども会議の開催を期待します。</p> <p>○相談ポストを設置したり、子どもとの外出の折に子どもの本音を聞くようにしています。今後も子どもの心に寄り添う取組を望みます。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○苦情解決の体制について、苦情解決責任者や苦情受付担当者、第三者委員の設置が整備されています。</p> <p>○苦情の内容や対応策については、記録を残しながら職員の共通理解のもと、子どもや保護者等にフィードバックするとともに理事会に報告するようにしています。</p> <p>○今後は法令で求められる苦情解決の仕組みを維持するとともに、苦情を支援の質の向上に生かす取組、例えば個人情報に配慮しながら苦情解決の過程等を公表する等の取組に期待します。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○子どもが相談しやすい環境づくりに取り組み、担当の職員だけでなく相談者を自由に選べるように努めています。</p> <p>○相談者のプライバシーが守られるように、相談室を活用するなどの場の工夫や相談する時間帯の工夫を図り、安心して相談できる配慮に努めています。</p> <p>○意見箱を設置されていますが、意見に対するフィードバックの状況等が一目でわかるような記録の整備が望まれます</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○子どもの養育を行いながら、相談や意見等を把握する取組を行い、養育支援に反映させるとともに改善に繋がるように支援を行っています。意見箱の相談や要望等の投書は会議で検討が行われています。</p> <p>○相談対応マニュアルの見直しが望まれます。マニュアルには子どもの相談内容、その後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、子どもへの説明、公開の方法等について、具体的な記載が求められます。</p>		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	c
<p>○施設長が責任者として、防災等のリスク等、必要に応じて会議等で職員に伝えられています。苦情については内容や結果の公開は行われず、第三者委員で検討された件数について事業報告に記載されています。監視カメラによる侵入者の監視や事故発生時の対応等は職員間で共有されています。</p> <p>○リスクマネジメント規程は策定されていません。職員への危険への気づきを促す方法としてもヒヤリハット報告書の取組やリスクマネジメントに関する職員全体研修の取組が望まれます。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○子どもの健康については、検温や日頃の状態観察や子どもの申し出に対応しています。新型コロナウイルス感染予防対策も講じられています。また、新型インフルエンザBCPを策定中です。</p> <p>○子どもに多い感染症についての予防や発生時の対応マニュアルの整備が望まれます。マニュアルは保健・医療の専門家の助言・指導を受けて作成し、適宜見直しが行われます。感染症予防や安全確保に関するテーマを明確にして、職員への十分な理解への取組が期待されます。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○消防計画を提出し、毎月、駐車場が避難場所とした火災・防災訓練が同時に行われています。土砂災害に関する避難確保計画を作成し、一部立地条件を改善するためにアスファルト整地が予定されています。非常食、飲料水、備品を備蓄し、リスト化されています。</p> <p>○火災発生時、および地震や土砂災害発生時の初動時の対応や、安否確認方法、出勤基準などを示した行動基準（マニュアル）、対応体制（職員体制、避難先、避難方法、ルートの確認等）など、「事業継続計画」に基づく、実効性の高い訓練等の取組が求められます。</p>		

## Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○養育・支援の標準的な実施方法については、児童指導マニュアルによって行われています。日常の支援はPCの個人記録に入力されます。児童指導マニュアルは職員が閲覧することができます。</p> <p>○施設の標準的な実施方法に沿って、自立支援計画の実施が行われているかを確認し、またそぐわない支援が実施されている場合の対応等について確認する仕組みが望まれます。さらに、子どもを尊重し、プライバシーに配慮した留意点を明示した標準的な実施方法の取組が期待されます。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○標準的な実施方法に関して、検証・見直しに関する時期や方法について、文書を定め、定期的な見直しが求められます。見直しについては、自立支援計画の状況を踏まえ、少なくとも1年に1回は検証することが望まれます。職員や子ども等からの意見や提案に基づき、養育・支援内容の変化や新たな知識・技術等の導入を行うなど、施設として標準的な実施方法について、一定の水準・内容を保つための仕組みを作ることが求められます。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	c
<p>○自立支援計画の責任者を設置し、担当職員が子ども一人ひとりの自立支援計画を作成していますが十分ではありません。</p> <p>○子ども一人ひとりのアセスメントの作成が不十分です。アセスメントの実施により、ニーズを把握し、課題解決のための目標と、目標達成に向けた具体的な対応策を自立支援計画に反映することが求められます。</p> <p>○養育・支援の開始前後におけるアセスメントに関しては、アセスメントから計画策定、実施、評価・見直しといった一連の過程を明確にして、施設としてその手順を定める取組が望まれます。</p> <p>○支援目標は、子どもに理解できる目標として表現し、努力目標として子どもの理解度に応じた説明を行い、合意と納得を得る等の取組が求められます。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○自立支援計画票の見直しについては、計画予定月の一覧表や帳票に次回計画策定予定日を記入し、半年ごとに実施されています。変更の必要があればその都度見直しや再作成が行われています。</p> <p>○実施状況の評価と実施計画の見直しの検討に際しては、会議への参加職員、保護者・子どもの意向把握と同意を得るための手順、記録、職員に周知する方法等の取組が望まれます。</p>		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○児童指導マニュアルに沿った養育・支援の実施状況がPC入力されることにより職員間で共有化が行われています。管理者は、職員によって記録内容や書きかたに差異が生じないように、記録の見直しや指導を行っています。</p> <p>○支援経過記録については、自立支援計画にもとづく記録等の取り組みが望まれます。一人ひとりの自立支援計画に沿ってどのような養育・支援が実施されたのか、その結果、子どもの状態はどう推移したのか等、記録の充実が期待されます。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○個人情報保護規定が策定されています。記録は鍵のかかる倉庫等に整理して保管され、廃棄については書類確認による定期的な管理が行われています。</p> <p>○情報開示を求められた場合のルール・規定等が未整備となっています。ガイダンスに準拠した見直し、および情報開示請求に向けての取組が求められます。</p>		

## 内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

### A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○虐待防止対応規程、虐待防止マニュアルが作成されています。施設長による積極的な権利擁護についての職員への周知が行われ、子どもと月1回の個人面接等、不適切な関わり防止等の早期発見に努めています。</p> <p>○子どもの権利を明記したマニュアル等の整備や見直しを行い、周知のみならず、全職員が子どもの権利を具体的に検討する機会を持つ等、継続してこどもの権利擁護に向けた取組が期待されます。</p>		
A-1-(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○子どもが所持する権利ノートを活用して、担当職員が日々の業務のなかで子どもに説明等を行っています。</p> <p>○子どもの権利については、年齢や理解度等を考慮しつつ、日常生活の中で保障されている様々な権利の例を挙げて説明することや、工夫を加えた資料を用いて話し合うなどの取組が望まれます。</p>		
A-1-(3) 生き立ちを振り返る取組		
A③	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○子どもと一緒にアルバム等をみながら成長の記録や生き立ちを振り返る取組を行っています。真実告知については、職員会議で検討し年齢や内容、状態等により、伝えるタイミングを図る等が全体で共有され、児童相談所と連携のうえ行われています。</p> <p>○生まれてから現在までの成長の記録が情報不十分で整理されていない場合は、児童相談所、保護者や過去に養育にあたった人等に協力を求めるなどの取組が望まれます。</p>		
A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○定期的に人権研修等に参加し、日常からこどもの態度や状態の変化の観察を行っています。密室や死角等に注意を払い、子ども間や子どもと職員の適正な距離間を保つ等、不適切なかかわりの防止に努めています。</p> <p>○就業規則への体罰・虐待禁止事項および加害者への厳正な処分についての記載、虐待を発見した際の、施設側の事実確認の検証方法、通告制度の周知等は不十分であり、見直しが求められます。子どもおよび職員に対して研修や周知の取組が期待されます。</p>		

A-1-(5) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑤	A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○規則正しい生活をするために、施設には日課表や余暇の過ごし方等について一定のルールがありますが、職員は子どもの意見や意向をふまえて柔軟に一緒に取り組んでいます。「調理」の場合では何を作るかは子どもが決めて職員が手伝います。ゲームの時間帯や携帯所持等については、子どもが納得する方法で決められています。</p>		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑥	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○子どもが入所生活を始める際には、新しい衣服を準備し、持ち物に名前を記入して迎えています。入所日には、新しい学校に早く馴染むように担当職員と学校を訪問しています。全職員で見守りが行われ、入所に伴う不安の軽減に努めています。入所前の生活で築いてきた人間関係を断ち切ることのないように、保護者の同意を得て、子どもが望む相手との文通や連絡等ができるように支援が行われています。</p> <p>○家庭復帰や施設変更後も、子どもの状況を把握し、人的環境の継続に配慮した取組が望まれます。</p>		
A⑦	A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○退所後の社会生活に向けて自立体験に取り組み、退所後は本人や関係者から連絡があれば対応を行っています。子どもが退所した後、長期休み等で施設宿泊する場合には施設の子どもたちと交流する機会が持たれています。</p> <p>○退所者に小さな問題でも気軽に相談ができる事を説明することや、退所後の状況把握に努め、相談の記録を整備するなど、関係機関と連携した支援の取組が期待されます。</p>		

## A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑧	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○職員は子どもの思いや意見について理解し、感情の表出をしっかりと受け止めるように努めています。子どもとの信頼関係を築きながら、職員間で課題を共有して支援を行っています。状況により児童相談所の心理士職員に相談が行われています。</p> <p>○支援会議録等で検討された子どもの課題等が、自立支援計画に反映され、支援に生かされる取組が望まれます。</p>		



A⑨	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>○入所前の環境等によって、基本的欲求が満たされず、自己肯定感の欠如、承認欲求や依存傾向の強さ、愛着障害等を抱えた子どもに対して、信頼関係を築きながら基本的欲求の充足に努めています。幼児には不安のないように職員が同じ部屋で寝ています。休日は運動や買い物、食事を一緒にするなど、個別的に触れ合う時間を確保しています。高齢児には特に、身近な職員が一定の裁量を持ち、子どもの状況に応じて柔軟に対応しているなど、欲求を充足できる環境を整える取組を行っています。</p>		
A⑩	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>○子どもは男女に分かれて生活し、それぞれ担当する職員が決められています。朝夕の忙しい時間帯も子どもを十分に掌握できる体制となっています。子ども同士の喧嘩やつまずき、失敗にはすぐに介入することなく、様子を観て必要に応じて適切な支援が行われます。居住している棟の掃除当番や外出、入浴時間等のルールは子どもたち間で守るようにしています。子どもの育ちを守るために管理すべきことはありますが、管理的で過干渉にならないように行われています。</p>		
A⑪	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>○日常のプログラムは学校や幼稚園のスケジュールに合わせて、発達段階に応じた遊具や多様な図書も揃えられ、子どもたちにはゲームなど日常の遊びとして好まれています。サッカーや野球ができるようなグラウンドも整備され、地元の子どもたちが遊びに来ることもあります。日中のプログラムには発語障害がある子どもの言語トレーニング等も行われており、子ども同士のコミュニケーションの改善が図られています。</p>		
A⑫	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>○子どもの基本的生活習慣は、規則的な生活や日常の養育・支援のなかで伝え、教えられています。子ども新聞も子ども間で読まれています。また、長期休みに行っている買い物、金銭管理に関係する記帳や金融機関の利用方法、病院受診、交通機関を使ったルール等、具体的な体験を行い、社会常識や社会規範を学ぶ機会となっています。発達段階に合わせたネットやSNSの知識も身につく環境が備えられています。子どもたちの発達やニーズにあわせた基本的なルールを学ばせ、自立した社会性の確立に取り組んでいます。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑬	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>○子どもの嗜好調査を定期的に行い、集計して子どもたちの嗜好が把握されており、献立の参考にされています。子どもが好むバラエティのある献立となっており、殆ど残食もありません。什器は共用ですが、一般家庭と同じように陶器が使用され盛り付けも丁寧に行われています。</p> <p>○体調を崩した場合や食物アレルギーのある子どもに対しては個別的な配慮があり、また部活等で遅くなる子どもの食事は職員がレンジで温めて提供しています。行事食の由来を伝えることや梅干し作り等も行われています。</p>		

A-2-(3) 衣生活		
A⑭	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○衣服は他児との共用はなく、子ども一人ひとりの発達状態にあわせて過不足なく購入されます。衣服の購入に関しては、幼児は好みを聞いて一緒に選び、特に高校生は自身で店舗を選び個性に合わせた購入を行っています。洗濯やアイロンがけは、職員がしますが、子ども自身も行います。衣替えは子どもと一緒にいき、衣服はそれぞれの居室に収納をされています。職員は、子どもたちの衣服が体に合い、常に清潔であるかに留意し、整理整頓することを支援しています。</p>		
A-2-(4) 住生活		
A⑮	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○グループ養育を視野に入れた対応として、一部、女子棟で小規模のケアが試行されており、子どもたちが居心地の良い居間に集うようになっていきます。男子棟でも新しい浴槽等設備にするなど、住みやすい環境づくりに色々取り組んでいます。相部屋では、個人の空間づくりに工夫していますが、子ども自身はベッドの上が唯一くつろげる場所として捉えられています。各棟で日常的に使用するものは個人所有となっています。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A⑯	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○子どもの訴えや食事の摂取状況等を把握して、健康状態に問題がある場合は嘱託医と連携した対応を行っています。病気や体調不良等、服薬管理については職員間で引継ぎが行われています。学校検診、児童検診が実施されています。精神的な問題は、医療機関に相談し対応しています。</p> <p>○訴えが困難な子どもに対して病気のサイン等に気づくような学習の機会や、子どもに対する病気・治療の説明と理解への取組が望まれます。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		
A⑰	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○職員は、性をめぐる対策や支援として、他児のベッドに上がらないこと、入浴の見守りや密な入浴にならないようにすること、子どもたちの距離感に配慮するなど、日々の支援のなかで機会を捉えて行っています。</p> <p>○性教育については、組織的に取り組むことが求められます。年齢、発達の状況に応じたカリキュラムを作成し、職員が性に関する支援について十分な勉強を行い、子どもが性の正しい知識を得ることができるような支援の取組が求められます。</p>		

A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑩	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○子どもの行動上の問題については、子どもの訴えを傾聴し、受容することや、普段から職員および他児との人間関係を築くように努めています。子どもの特性等については児童相談所からの情報を職員間で共有しています。</p> <p>○感情・行動上の問題が発生した要因やそこに至るまでの背景、発生した時の対応、予防的なかかわり等、対応体制を整えること、また発生時対応に関しては、職員および子どもの両者の事前の取り決め等が望まれます。</p>		
A⑪	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○子ども間の暴力や差別については、日頃から子どもとの関係性に配慮し、子どもたちには他人への配慮やいじめをしない等の話をしています。子どもの喧嘩は見守りを行い、必要な場合は注意をしています。特に死角や密室になるような職員の目の届かないような場所の点検を行い、引継ぎ時に問題があれば共有が行われ、また、対応困難な場合には、児童相談所の協力を得ることなど、施設内の問題の発生予防に努めています。</p>		

A-2-(8) 心理的ケア		
A⑫	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○現在、心理士資格を持つ人材を求めています。子どもの専門的な心理的ケアを含めた養育・支援は、児童相談所の心理士や医療機関と連携をとり適宜相談を行っています。心理療法を実施する十分なスペースがあります。</p> <p>○心理的な特別な問題に関する課題については、専門家、関係機関等の助言等を取り入れた支援が望まれます。子どもの心理的な面を支援について職員研修等で取り組むことが望まれます。支援内容と記録、評価、見直し等の取組も求められます。</p>		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A⑬	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○居室の机以外にも学習できる場所がいくつかあり、子どもは学習に集中できる場所で学習に励んでいます。職員は、教師と連絡をとり子ども個々の学力を把握するとともに、指導も行います。子どもの希望による通塾も行われます。(コロナで中止)子どもの状態に応じた特別支援学校、特別支援学級への通学の支援が行われています。子どもに合わせた学習環境や支援が行われています。</p>		
A⑭	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○進路は、学校、児童相談所と保護者等と連携を図りながら子どもが自己決定し進学や就職が実現できるように話し合われます。高校卒業後の進学選択には奨学金を活用することや、中退した場合は、就労支援に切り替えて就労しながら、自活生活への移行支援等が行われています。</p> <p>○制度改正による最新の制度情報を分かりやすくしたものを備えるなど、学校卒業後の就業、進学、生活についても自己決定ができる取組が期待されます。</p>		

A㉔	A-2-(9)-㉓ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○職場体験は主にアルバイトを通じた社会経験を行い、自身の適性を知ることや、人間関係や責任を学ぶ等、社会の仕組みを実感できる機会が設けられ、仕事の継続に向けた職員の支援、運転免許の取得等が勧められています。</p> <p>○自立支援計画策定には社会経験の拡大についての取組が望まれます。また事業所や商工会議所等への新規開拓等、職業指導員の専門性を生かした取組が期待されます。</p>		
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉔	A-2-(10)-㉑ 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○保護者には学校や施設等の行事予定や情報を随時知らせ、参加した保護者が親子関係を実感できる機会ともなっています。一時帰宅後は家庭での様子を子どもに聴取し不適切なかかわり等の発見等の把握を行っています。</p> <p>○保護者への家庭支援専門員の役割や窓口、支援方針等の説明や周知に取り組み、信頼を高める工夫や合意形成して居住する市町村との連携も視野に入れた取組等が期待されます。</p>		
A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A㉔	A-2-(12)-㉑ 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○親子の再構築については、児童相談所等と連携を図り、地域の親子のきずな再生事業への参加を行っています。個々のケースについては、支援会議等で共有が行われています。</p> <p>○家庭支援専門員が親子関係再構築の核になることが求められており、課題を絞り込み児童相談所との家族支援の合意形成や連携を積極的に行うことが期待されています。子ども家庭の訪問や親子生活訓練に関すること、家族療法事業等は行われていません。親子関係再構築のために保護者と積極的に対話する機会の取組が期待されます。</p>		